

## 2-2.利用の申し込み（家族の宿泊利用の流れ）

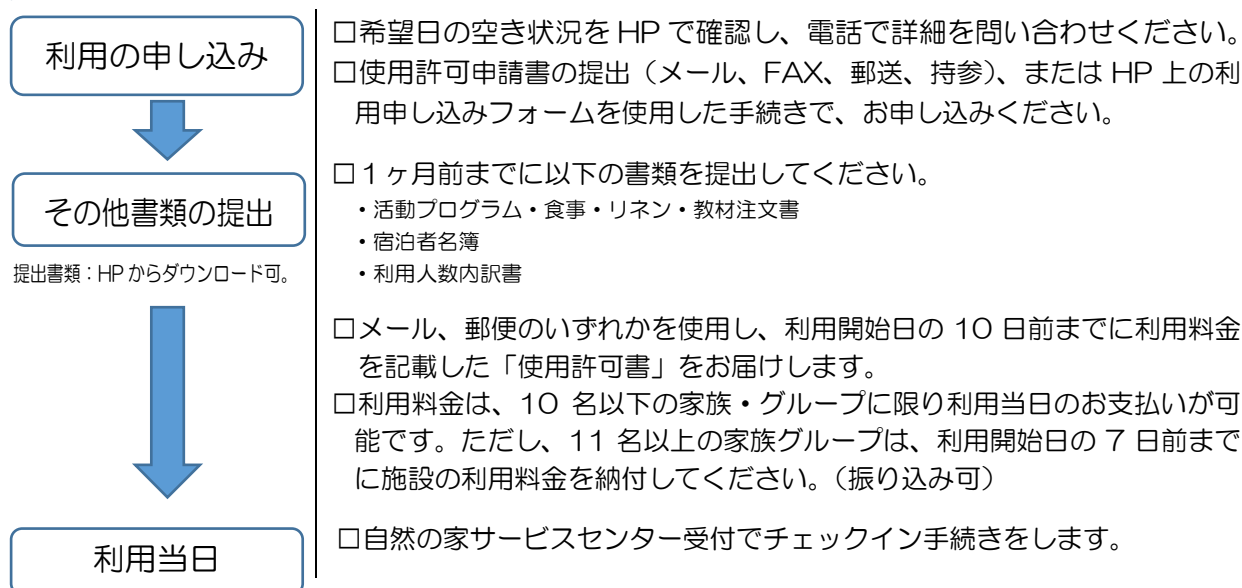
### 1.申し込み期間

家族の所在地	受付開始時期	申込期限
千葉市内の家族	2020年度の利用受付 随時受付中	利用開始日の14日前10:00まで※
	2021年度の利用受付 2020年10月1日9:00~	
千葉市外の家族	2020年度の利用受付 3月1日9:00~	
	2021年度の利用受付 2021年3月1日9:00~	

※ 利用開始日の1ヶ月前より当日に使用する施設の調整を開始します。利用の1ヶ月前を過ぎた申請は、利用可能な施設が制限されることがあります。

※ プレイホール等の活動施設は、家族単位での貸し出しはありません。

### 2.申し込みから利用当日までの流れ



### 3.利用当日までの留意事項（概要）

利用の準備	□利用ガイドをよく読み、施設の使い方やきまりをご確認ください。
変更 が生じた場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>□人数、活動、注文内容等に変更が生じた場合は、「使用許可事項変更許可申請書（様式第5号）」とともに 名簿等の変更内容を修正した書類を再提出してください。</li> <li>□変更期限（注文数量等の軽微な変更への対応期限：期限を過ぎての変更はできません。）                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・利用人数：利用開始日の7日前10:00まで</li> <li>・副食：実際に利用する日の7日前10:00まで</li> <li>・食事（食堂、野外炊飯、弁当）：実際に利用する日の3日前10:00まで</li> <li>・教材・リネン：当日</li> <li>・食品教材の新規注文：実際に利用する日の7日前10:00まで</li> </ul> </li> <li>変更：実際に利用する日の3日前10:00まで</li> </ul>
キャンセル	<ul style="list-style-type: none"> <li>□やむを得ず利用を取り消す場合は、当所に電話で連絡後、「使用取消届（様式第4号）」に必要事項を記入の上、メール・FAX・郵送でお送りください。</li> <li>※利用開始日の7日前までに決定した「施設の利用料金」は、以降に利用者数の減少があっても原則お支払いいただきます。また、変更の期限を過ぎた食費や食育教材等は、実費を請求します。</li> </ul>
配慮を要する方 のご利用の場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>□体の不自由な方のご利用等                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・減免措置 →P.19 参照、設備等 →P.13-16、29、30 参照</li> </ul> </li> <li>□アレルギー対応 → P.20 参照</li> </ul>